

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業を実施する者の公募について

令和 8 年 4 月 2 8 日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業の公募について公示します。

※本公募では、内閣府の事前防災対策総合推進費に採択された事業内容を実施する者を公募する。事業内容の詳細は説明書による。

1. 事業概要

(1) 事業名

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業（火災時の階段移動困難者のエレベーター避難に関する実証研究事業）

(2) 事業目的

建築物において、地震に伴う誘発火災が発生した時の乗用エレベーターを用いた避難の社会実装を進めるための研究を行い、建築物管理者、利用者、防災関係者等に向けて、成果を共有し、情報を展開可能な指針」を公開することにより、階段での移動が困難な方の避難安全性向上および建築基準法・建築士法等に係る審査者・申請者の資質の向上を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

火災時の乗用エレベーターの利用条件、非常時対応等を含む運用手順を整理し、エレベーター実機を活用した実証により、安全性や運用可能性等に係る課題と改善点を明確化し、建物管理者や利用者などの関係者に向けて成果を共有し、情報を展開可能な指針等の作成を検討する。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。
令和 8 年 5 月下旬 ～ 令和 9 年 3 月 10 日

2. 応募者の要件

次の(1)から(4)の全てを満たす者。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- ・建築関係法令の内容を熟知し、設計、審査等の実態に精通しており、建築設計、審査等に関連する調査に係る全国規模の効率的な実施体制を備えている等事業を的確に遂行する能力を有すること

(3) 守秘性に関する要件

- ・本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。

- ・本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。

(4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 金子、宮内

電話 03-5253-8111(内線 39530)

電子メール kaneko-m92ta[@]mlit.go.jp

miyauchi-h2ff[@]mlit.go.jp

※ [@] を@に変えてお送りください。

(2) 説明書の交付期間及び方法

① 期間 令和8年4月28日から令和8年5月13日まで

② 方法 説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、電子メール等により交付。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法

① 期限 令和8年5月15日18時00分まで

② 提出先 上記担当部局

③ 方法

○ 郵送の場合

上記担当部局へ3部郵送する（書留郵便に限る。）。

○ 電子メールの場合

上記担当部局へ1部送付する。

- ・送付後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。
- ・申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「（応募申請）建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業」とすること。また、本メールを交付年度終了後5年間保存すること。
- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Just System 一太郎」「Adobe Acrobat」
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. 採択者の選定方法

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、採択者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

5. 留意事項

(1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

(2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等※からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- ・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
- ・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

※「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

(4) 事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集要項等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却しないものとする。なお、返却を希望する場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。